

災害時の

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方に、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用する際は、自治体にご確認ください。

内閣府(防災担当) 令和3年6月作成

各種手続に必要な「り災証明書」

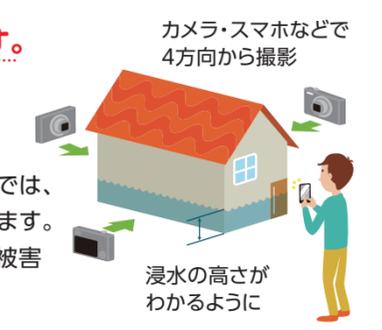
「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。
- 詳しくは、最寄りの自治体にお問い合わせください。

ご注意ください!

**カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を
写真で撮影してください。**

※修理や片付けをしてしまったからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!



都道府県・市町村の問い合わせ先

被災者の生活再建のための支援金の給付

住宅の被害が大きい(全壊、大規模半壊又は中規模半壊)世帯は支援金の給付が受けられます。

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
全壊等 100万円 大規模半壊50万円
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
・全壊、大規模半壊
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅除く) 50万円
・中規模半壊
建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借(公営住宅除く) 25万円
※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。
○対象となる災害は1市町村で10世帯以上全壊した災害等です。
○詳しくは、自治体にご確認ください。

その他の主な給付・貸付制度

被災者の支援のため、様々な給付や貸付の制度があります。詳細は、自治体におたずねください。

【災害でご家族が亡くなられた場合や障害を負った場合】

- 災害弔慰金(給付)
・生計維持者が死亡した場合 500万円以下
・その他の者が死亡した場合 250万円以下
- 災害障害見舞金(給付)
・生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円以下
・その他の者が重度の障害を受けた場合 150万円以下

【災害による損害で生活再建のための資金が必要な場合】

- 災害援護資金(貸付)
・貸付金額 150万円から350万円まで(貸付利率3%以内)
・据置期間 3年以内/償還期間 10年以内
- 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金、福祉費)
○緊急小口資金 貸付額10万円以内(無利子)
据置期間 2月以内/償還期間 12月以内
○福祉費(災害援護費)貸付額150万円(目安)
据置期間 6月以内/償還期間 7年以内

都道府県・市町村の独自支援制度

避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。

また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は福祉避難所や、一般避難所内の要配慮者スペースも利用できます。

- 在宅で避難生活をしている方も、避難所で配布する物資(食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など)や簡易な日用品(タオル、歯ブラシ、石鹸など)、「住まい」や「生活」に関する情報・相談、救護所がある場合は簡易な医療サービスなどを受けることができます。
- 新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、3つの「密」の回避など、感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用できます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確認ください。



○避難所には新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやアルコール消毒液、段ボールベッド、パーティションなども用意しています。

【福祉避難所等の利用に当たって】

- 配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。(福祉避難所ごとに、受入対象者が特定されている場合もあります。)
- 避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉施設等への緊急入所や緊急ショートステイなどで対応する場合があります。

食品の給与・飲料水の供給

災害により流通に支障が生じ、近隣で食料の購入、飲料水の確保ができない場合は、避難所において、炊き出しや食品の給与、給水車による飲料水の供与等を実施します。

- 食品の給与や飲料水の供給は、避難所に滞在していなくても受け取れます。配給時間等を最寄りの避難所にご確認ください。
- 詳しくは、避難所の職員等にご確認ください。

